

静岡県告示第362号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、芝川観光非出資漁業協同組合（内共第12号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和5年5月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 漁業権者の名称及び所在地
芝川観光非出資漁業協同組合 富士宮市猫沢55-1
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和5年5月26日

別表

改正前	改正後																		
<p>(漁法の制限及び遊漁期間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(漁法の制限及び遊漁期間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 第1項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域内におけるイ欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれウ欄の漁法により、エ欄の規模の範囲内において、オ欄の期間中及びカ欄の採捕制限内で行なければならない。なお、これ以降、同期間中における同区域を「あゆ特定区」という。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ア区 域</th> <th style="text-align: center;">イ漁業の 名称</th> <th style="text-align: center;">ウ漁業の 方法</th> <th style="text-align: center;">エ規模等</th> <th style="text-align: center;">オ期 間</th> <th style="text-align: center;">カ採捕 制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> <u>稲子川 (柳橋 (上稲子 2453-1 番地先) ～仲橋 (上稲子 4013番地 先))</u> </td> <td style="text-align: center;"> <u>あゆ漁業</u> </td> <td style="text-align: center;"> <u>友釣</u> </td> <td style="text-align: center;"> <u>イカリ針 1段以 内、チラ シ針2本 以内又は 疑似おと り</u> </td> <td style="text-align: center;"> <u>6月1日～ 11月30日</u> </td> <td style="text-align: center;"> <u>15匹以 内</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"> <u>毛針釣又 はドブ釣</u> </td> <td style="text-align: center;"> <u>針2本以 内</u> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ア区 域	イ漁業の 名称	ウ漁業の 方法	エ規模等	オ期 間	カ採捕 制限	<u>稲子川 (柳橋 (上稲子 2453-1 番地先) ～仲橋 (上稲子 4013番地 先))</u>	<u>あゆ漁業</u>	<u>友釣</u>	<u>イカリ針 1段以 内、チラ シ針2本 以内又は 疑似おと り</u>	<u>6月1日～ 11月30日</u>	<u>15匹以 内</u>			<u>毛針釣又 はドブ釣</u>	<u>針2本以 内</u>		
ア区 域	イ漁業の 名称	ウ漁業の 方法	エ規模等	オ期 間	カ採捕 制限														
<u>稲子川 (柳橋 (上稲子 2453-1 番地先) ～仲橋 (上稲子 4013番地 先))</u>	<u>あゆ漁業</u>	<u>友釣</u>	<u>イカリ針 1段以 内、チラ シ針2本 以内又は 疑似おと り</u>	<u>6月1日～ 11月30日</u>	<u>15匹以 内</u>														
		<u>毛針釣又 はドブ釣</u>	<u>針2本以 内</u>																
<p><u>2 第1項の規定にかかわらず、芝川において次に掲げる区域内では遊漁をしてはならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 富士宮市上井出282番地、白糸滝壺から100メートルの区域</u></p>	<p><u>3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、芝川において次に掲げる区域内では遊漁をしてはならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 富士宮市上井出282番地、白糸滝壺から下流最初の堰堤の区域</u></p>																		

(ルアー・フライ専用区間の設置)

第4条 次の表ア欄に掲げる区域で遊漁をするとき、イ欄に掲げる魚種はその場で再放流しなければならない。また、ア欄の区域でイ欄の魚種の遊漁をすることができる期間は前条の規定にかかわらずウ欄のとおりとする。

ア区域	イ魚種	ウ期間
(略)	(略)	(略)
芝川の久保大橋上流120mに存在する堰堤から中電西山堰堤下流端までの区間(特定区)	あまご	3月1日～10月15日
	にじます	1月1日～12月31日

2 前条の規定にかかわらず、特定区では餌釣りをすることができない。

3 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 (略)

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。

小学生	無料
中学生	前項に規定する額の1/2に相当する額
肢体不自由者	々

3 特定区において、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前2項の規定

(ルアー・フライ専用区間の設置)

第4条 次の表ア欄に掲げる区域で遊漁をするとき、イ欄に掲げる魚種はその場で再放流しなければならない。また、ア欄の区域でイ欄の魚種の遊漁をすることができる期間は前条の規定にかかわらずウ欄のとおりとする。

ア区域	イ魚種	ウ期間
(略)	(略)	(略)
芝川の久保大橋上流120mに存在する堰堤から中電西山堰堤下流端までの区間(以下、「 <u>にじます特定区</u> 」という。)	あまご	3月1日～10月15日
	にじます	1月1日～12月31日

2 前条の規定にかかわらず、にじます特定区では餌釣りをすることができない。

3 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 (略)

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。

小中学生	無料
(削除)	(削除)
肢体不自由者(※)	前項に規定する額の1/2に相当する額

※ 障害者手帳の提示かつ事務局で対応した場合に限る

3 にじます特定区において、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前2

<p>にかかわらず、右欄のとおりとする。</p> <p>(表略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(表略)</p> <p>(遊漁証に関する事項)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>特定区</u>で遊漁をしようとする者は遊漁証の交付を受ける際に遊漁証保証金1,000円を組合に納付しなければならない。組合は遊漁者から保証金の支払いがあった遊漁証の返却があったとき、遊漁者に1,000円を支払うものとする。</p>	<p>項の規定にかかわらず、右欄のとおりとする。</p> <p>(表略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(表略)</p> <p>(遊漁証に関する事項)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>にじます特定区</u>で遊漁をしようとする者は遊漁証の交付を受ける際に遊漁証保証金1,000円を組合に納付しなければならない。組合は遊漁者から保証金の支払いがあった遊漁証の返却があったとき、遊漁者に1,000円を支払うものとする。</p>
--	--

附 則

この規則は、令和5年5月26日から施行する。